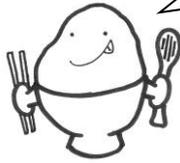


(お知らせ)



パプコメ君

みなさまの御意見を
お待ちしております！

令和元年6月4日
京都市都市計画局

担当：都市企画部都市計画課

電話：222-3505

担当：都市景観部景観政策課

電話：222-3397

《本事業は宿泊税を活用しています。》

「持続可能な都市の構築」及び「新景観政策の更なる進化」に向けた 都市計画の見直し等に関する市民意見の募集及び説明会の開催等について

京都市では、将来にわたって、安心安全で暮らしやすく、魅力や活力のある持続可能な都市構造を目指した土地利用の誘導を図るため、本年3月に「持続可能な都市構築プラン」を策定しました。

また、平成19年から実施している新景観政策の進化を検討するために設置した、「新景観政策の更なる進化検討委員会」から、本年4月に「答申」をいただきました。

これらを踏まえて、地域の特性に応じて暮らしや営みを生き活きとしたものに誘導し、魅力的で持続可能なまちづくりを推進するため、都市計画の見直し等の施策案を取りまとめ、市民の皆様からの御意見を募集するとともに、説明会、公聴会及び都市計画原案の概要の閲覧を行いますのでお知らせします。

1 市民意見募集について

(1) 募集期間

令和元年6月10日（月）から7月10日（水）まで（必着）

(2) 市民意見募集冊子の配布場所

景観政策課窓口，市役所案内所，情報公開コーナー，各区役所・支所，（公財）京都市景観・まちづくりセンター及び各市立図書館等で配布（令和元年6月10日（月）から配布開始）するほか，景観政策課のホームページにも掲載します。

また，市民しんぶん（各区版）6月15日号に市民意見募集の概要を取りまとめた「都市計画ニュース」を挟み込んで周知を図ります。

(3) 提出方法

持参，郵送，FAX，電子メール及び市民意見募集ホームページ内の専用フォームのいずれかの方法により提出していただけます（様式は自由です。市民意見募集冊子に御意見記入用紙を添付しています。）。

(4) 提出先及びお問合せ先

都市計画局都市景観部景観政策課（京都市役所分庁舎 2階）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3397 FAX：075-213-0461

電子メール：keikan@city.kyoto.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/tokei/0000251622.html>

2 説明会の開催，出前パブリックコメントの実施について

今回の施策案に関する説明会を開催するとともに，出前パブリックコメントを実施します。

(1) 説明会

日 時		場 所 (所在地)
6月20日 (木)	19:00~20:30 (18:30 開場)	(公財)京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム 〔下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1〕 「ひと・まち交流館 京都」地下1階
6月24日 (月)		京都市立安井小学校 体育館 (右京区太秦安井柳通町15番地)
6月26日 (水)		京都市立伏見板橋小学校 体育館 (伏見区下板橋町610番地)

※ 会場へお越しの際は，公共交通機関を御利用ください。

※ 事前申込みは不要ですが，会場の定員の都合で入場できない場合がありますので，あらかじめ御了承ください。

(2) 出前パブリックコメント

各区役所・支所に担当職員が出向き，直接，市民の皆様からの御意見を受け付けます。

日 時		場 所
6月20日 (木)	9:30~11:30	北区役所本庁舎 1階ロビー
	13:30~15:30	上京区役所 1階ロビー
6月21日 (金)	9:30~11:30	左京区役所 1階区民ロビー
	13:30~15:30	南区役所 1階ロビー
6月24日 (月)	9:30~11:30	右京区役所 1階MACHIKO
	13:30~15:30	中京区役所 4階第2会議室
6月25日 (火)	9:30~11:30	伏見区役所醍醐支所 3階第1会議室
	13:30~15:30	山科区役所 2階第2会議室
6月26日 (水)	9:30~11:30	西京区役所洛西支所 2階A会議室
	13:30~15:30	西京区役所 1階エレベーター前
6月27日 (木)	9:30~11:30	東山区役所 地下1階会議室1
	13:30~15:30	下京区役所 1階ロビー
6月28日 (金)	9:30~11:30	伏見区役所 1階ロビー
	13:30~15:30	伏見区役所深草支所 1階コミュニティホール

3 都市計画原案の概要の閲覧，公聴会の開催について

都市計画原案の概要の閲覧を実施するとともに，原案に関する公聴会を開催します。

※ 公聴会：都市計画の原案に対する意見を述べることができる場のこと。

(1) 都市計画原案の概要の閲覧について

ア 閲覧期間

令和元年6月17日（月）から7月1日（月）まで（土曜及び日曜日は除く。）

イ 閲覧時間

8時45分から17時30分まで（12時から13時までは除く。）

(2) 公聴会

ア 日時

令和元年7月8日（月）18時30分から21時まで（18時開場）

イ 場所

（公財）京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム

〔 下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
「ひと・まち交流館 京都」地下1階 〕

※ 会場へお越しの際は，公共交通機関を御利用ください。

ウ 意見陳述（以下「公述」という。）の申出

(7) 対象

公聴会において公述しようとする方（定員10名）

(4) 申出方法

住所，氏名，意見の要旨及び理由を記載した文書を持参，郵送，ファックス又は電子メールで提出してください。

(5) 申込期間

令和元年6月17日（月）から7月1日（月）まで
（必着。郵送による場合も含む。）

(1) 注意事項等

- a 公述の申出をされた方に対しては，事前に都市計画課から公述に関する通知をします。なお，公述の申出をされた方の氏名及び意見の要旨が公聴会において配付されます。
- b 公述の申出をされた方が10名を超える場合は，同趣旨の意見を有する方の中から抽選により公述人を決定します。その場合，公聴会の開会前に公述人決定のための抽選手続を行います。
- c 以下の場合，代理人に公述させることができます。
 - (a) 不慮の事故等やむを得ない理由又は特別な事情がある場合
 - (b) 法人等にあつては，その代表者が当該法人等に属する者を公述人として指名する場合

エ 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は，公聴会の当日18時から会場の受付において申し込んでください。傍聴の定員は100名とし，先着順とします。

オ 開催の中止

公述の申出がないときは、公聴会を中止します。公聴会を中止したときは、その旨の公告、お知らせ及びホームページへの掲載を行います。

(3) 都市計画原案の概要の閲覧場所、公述の申出先及びお問合せ先

都市計画局都市企画部都市計画課（京都市役所分庁舎 2 階）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3505 FAX：075-222-3472

電子メール：tokeika@city.kyoto.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000251806.html>